

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年1月29日付けで再審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人らの亡家族（以下「被災者」という。）は、平成27年6月1日、A所在のB会社（以下「会社」という。）にアルバイトとして採用され、平成28年4月1日からは、会社C課に配属されて、提携法人従業員への賃貸物件仲介等の業務に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、遮断機の降りている踏切内に入り、電車に衝突して死亡した。死体検案書には、直接死因「多発外傷」、死因の種類「自殺」と記載されている。請求人らによると、被災者は、会社の業務により強い心理的負荷を受けて精神障害を発病し、自死に至ったという。
- 3 本件は、請求人らが、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人らは、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月10日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人ら  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病時期と病名については、決定書理由に説示するとおり、被災者は、遅くとも平成29年2月頃には、ICD-10診断ガイドラインの「F2 統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害」又は「F3 気分(感情)障害」(以下「本件疾病」という。)を発病していたものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人らは、本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①仕事内容・仕事量の(大きな)変化、②2週間以上にわたる連続勤務、③上司とのトラブルを主張するので、以下検討する。

(4) 請求人らの主張する出来事の心理的負荷の程度について

ア 被災者の業務量の増加などの主張について

(ア) 労働時間について

監督署長は、会社関係者の申述、タイムカードの記録、使用者申立書、パソコンのログ記録、メール送信記録等を踏まえ、被災者の労働時間を算定し、労働時間集計表を作成している。

審査官は、同労働時間集計表を基に、平成29年1月30日の終業時刻につき若干の修正を施した上で、新たな労働時間集計表を作成している。

審査官の作成した労働時間集計表は、客観的な資料に基づくものとして、おおむね妥当と認められるが、同集計表には、評価期間において時間外労

働時間が最も多い発病前1か月目の労働時間の認定について、パソコンのログイン記録が残っている日を休日とするなどの点が見られるので、当審査会において、以下のとおり、発病前1か月目の一部の日の始業時刻及び終業時刻を修正し、被災者に最も有利となるように労働時間を再集計したところ、その結果は別紙3（略）のとおりとなった。

- a 平成29年2月3日は、メール送信記録に基づき、始業時刻を午後4時23分、終業時刻を午後10時1分とした。
- b 同年1月30日は、パソコンのログ記録に基づき、始業時刻を午後0時10分とした。
- c 同月29日は、パソコンのログ記録及びメール送信記録に基づき、始業時刻を午前11時41分、終業時刻を午後2時47分とした。
- d 同月19日は、パソコンのログ記録に基づき、始業時刻を午前9時19分とした。
- e 同月18日は、メール送信記録に基づき、始業時刻を午後1時36分とした。
- f 同月12日は、パソコンのログ記録に基づき、終業時刻を午後9時6分とした。
- g 同月11日は、パソコンのログ記録に基づき、終業時刻は翌日である同月12日の午前3時19分とした。
- h 同月8日は、パソコンのログ記録に基づき、終業時刻を午後7時39分とした。

(イ) 労働時間の増大について

審査官の作成した労働時間集計表及び別紙3（略）によれば、被災者の時間外労働時間数は、発病前1か月目において、発病前2か月目の23時間48分に比して20時間以上増加し、63時間45分となっているので、これを、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめると、決定書理由に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(ウ) 平成28年10月にサブチーフになったことについて

Dは、「入社1年目にサブチーフになるのは新入社員の3割くらいである。」旨を述べ、Eは、「被災者がサブチーフになったのは同期の中では早い方であるが、特別なケースではなく、担当業務の変更、新規業務、責任の増大、いずれもない。」旨を述べることから、仕事内容の変化は容易に対応できるものであり、また、変化後の業務の負荷は大きくなかったというべきであるから、同出来事を、認定基準別表1の上記具体的出来事に当てはめると、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

#### イ 2週間以上にわたる連続勤務の主張について

審査官の作成した労働時間集計表、別紙3（略）及びメール送信記録を総合してみると、被災者は、請求人の主張するとおり、前記第3の1（2）（略）までのいずれの期間においても、12日以上連続勤務を行っていることが認められる。しかしながら、同メール送信記録によれば、前記第3の1（2）（略）の期間の平成28年9月25日及び同月28日は、ごく短時間の勤務であったと認められる。また、前記第3の1（2）（略）までの全ての期間において、業務が所定終業時刻頃に終了した日が相当数に及んでおり、連日深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行ってはいない。こうした事実を照らして、これらの連続勤務を認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめると、決定書理由に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

#### ウ 上司とのトラブルの主張について

被災者がFから受領した年賀状には、被災者がGから叱責を受けたことをうかがわせる記載があるものの、Gは、「被災者は新人なので指導が必要なきときはあったが、被災者を強く叱責したことはない。」旨を述べ、H及びDは、「被災者はGや同僚と良好な関係にあった。」旨を述べており、一件資料を精査しても、被災者がGから強い叱責を受けたことや周囲から客観的に認識されるようなトラブルが生じていたことは確認されないことに鑑みれば、被災者はGから業務指導の範囲内である指導・叱責を受けたにすぎないものと認められるから、同出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめると、決定書理由に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

であると判断する。

- (5) 以上によれば、請求人らが主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が2つで、その他は「弱」となる出来事であるが、仕事内容・仕事量の変化については、変化後の時間外労働時間数が63時間45分であって、極端に時間外労働が増大したわけではないこと、また、評価期間中の4回の連続勤務は業務が所定終業時刻頃に終了した日が相当の日数に及んでおり、いずれの期間も2週間程度と特別に長期間にわたってはいないことなどを総合的に考察すれば、心理的負荷の全体評価は「中」というべきであるから、本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人らの本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月5日